

理工連盟エリアネットワーク利用基準

第1条 (目的)

本利用基準は理工連盟内におけるネットワーク(以下、「RAN」とする)の利用者に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (手続き)

1. 「RAN」の利用に際して、利用部会はその利用の目的、内容、利用者、責任者等利用に関する事項を記した申請書を中央大学学生会インターネット運営委員会ネットワークプロジェクト委員会(正式略称：理工NPC、以下「本委員会」という)に提出し、本委員会の許可を受けなければならない。

2. 届出内容の変更、または利用の中止をする際も同様の手続きを必要とする。ただし利用の中止に関しては本委員会の許可は必要としない。利用を中止し再度利用を行う場合には前項の許可を必要とする。

第3条 (利用部会)

1. 利用部会とは「RAN」を利用する部会を指す。
2. アカウントは一部会につき一つとする。
3. 利用部会の資格は、学生会に所属する公認部会のみとする。
4. 利用部会は「RAN」の利用に際し、本委員会の指示があった場合、その指示に従わなければならない。
5. 希望部会は年に一度、利用に際し部長が本委員会へ利用申請書を提出することとし、本委員会よりアカウントとパスワードの受理を行う。このアカウント及びパスワードを部外の他人に提供してはならない。
6. 与えられたアカウント、およびその利用において、その責任は部長または主将、会長など部会の責任を負う人間が負うこととする。

第4条 (利用者)

1. 利用者とは、部長または主将、会長など部会の責任を負う人間から直接、部会ごとのアカウント及びパスワードの使用許可を得た者とする。
2. 利用者の資格は、学生会所属の公認部会会員であることとする。
3. 利用者は「RAN」の利用に際し、本委員会の指示があった場合にはそ

の指示に従わなければならない。

4. 利用者は自部会のアカウント及びパスワードを他人に提供してはならない。

第5条 (遵守事項)

「RAN」利用者および利用部会はその利用に際し、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 一般的遵守事項

ア 市民社会および大学生活で一般に要求される倫理的及び法的な規範を遵守しなければならない。

イ ネットワークを利用する者、各組織及びニュースグループなどの規約などを遵守しなければならない。

ウ プログラムその他のコンピュータ・ソフトウェアは知的財産権によって保護されていることを認識し、その取り扱いに関しては慎重に配慮しなければならない。

2. 目的以外の利用禁止に関する事項
ア 営利を目的として「RAN」を利用してはならない。

3. 知的財産権の保護に関する遵守事項

ア 知的財産権によって保護されているプログラムその他のソフトウェアを、使用許諾権の範囲を超えて複製、修正または配布してはならない。またそのようなことを試みてはならない。

イ 全号の行為を行う手段を他人に提供してはならない。

4. セキュリティに関する遵守事項
ア 他人のアカウント及びパスワードを不正に入手、所有または使用してはならない。またそのようなことを試みてはならない。

イ 自己のアカウント及びパスワードを不正に他人に提供または利用させてはならない。

ウ 正当な権限なしに他人及びシステム内部のデータその他の情報入手してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

エ 通信の秘密を侵害してはならない。

オ 上述の各号の行為を行う手段を他人に提供してはならない。

5. システムの機能維持に関する遵守事項

ア 正当な権限なしに、ネットワー

クに関する設置機器の配線及び周辺機器の構成を変更してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

イ 正当な権限なしに、ネットワークのソフトウェアの構成を変更してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

ウ 「RAN」上の正常なシステムを損なうような、いかなる種類のソフトウェアも導入してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

エ 「RAN」上に、システムの正常な機能を損なうような数量のファイル等を送受信してはならない。

6. その他の遵守事項

ア 「RAN」の適切かつ正常な運用に協力し、運用に支障をきたすような行いを試みてはならない。

イ 「RAN」の管理上行われる運用の制限並びに調査に協力しなければならない。

ウ その他、本委員会の必要とする事項に対する指示に従わなければならない。

第6条 (報告)

利用部会は、定期的に「RAN」の利用に関する報告を行わなければならない。また、利用中に異常が起きた場合には直ちに本委員会に報告しなければならない。

第7条 (利用の停止)

管理責任者または管理担当者が、利用者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本委員会は、直ちにその利用者の利用を停止することが出来る。停止を受けた者が所属する部会は、該当者の行った行為を部会として謝罪する文書を本委員会に提出しなければならない。また、再度利用するには第2条の手続きを行わなければならない。

1. 前条の遵守事項に違反したと認められる場合

2. 第2条の規定による所属利用部会の届出の内容と著しく異なる利用を行っていた場合

3. 利用申請書に虚偽の記載があった場合

4. 「RAN」の運営に際してその部会の運用が障害になると認められた

場合

第8条（罰則）

本委員会は、前条において停止を受けた利用者及び利用部会、また、この利用基準に抵触する行為を行った利用者及び利用部会に対し、必要な処罰を行うことが出来る。

第9条（免責）

本委員会は以下の各号に関して責任を負わないものとする。

1. サービスの提供や中断に関連して生じた損失
2. 提供された情報に関連して生じた障害
3. その他のいかなる損失および障害

第10条（基準の改廃）

本基準の改廃には理工連盟常任委員会の承認を必要とする。

附則

この基準は 2005 年 12 月 15 日より施行する。